

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「第四十四条第一号」を「第四十五条第三号」に改める。

第七条第一号中「第四十三条第四号及び第四十五条第六号」を「第四十四条第四号及び第四十五条第十一号」に、「第四十三条第三号」を「第四十四条第三号」に、「次号並びに第四十二条第二号及び第三号において」を「以下」に改める。

第二十三条第二号中「。以下同じ」を削る。

第四十一条中
「廃棄物適正処理推進課」を「資源循環課」に改める。
「廃棄物規制課」を「廃棄物適正処理推進課」に改める。

第四十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号

とする。

第四十四条を削る。

第四十三条第一号中「廃棄物規制課」を「資源循環課」に改め、同条第四号中「第四十五条第六号」を「次条第十一号」に改め、同条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（資源循環課の所掌事務）

第四十三条 資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）、廃棄物の広域的処理に係るもの及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に係るものに限る。）。
- 二 再資源化事業等の高度化（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第二条第二項に規定する再資源化事業等の高度化をいう。）の推進に関すること。

三 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、資源の循環利用等を目的とする事務及び事業に関すること（総務課、廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条中第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務（廃棄物処理法第八条の五第三項（廃棄物処理法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。）に関すること。

第四十五条中第六号を第十一号とし、同条第五号中「並びに総務課及び廃棄物規制課」を「及び資源循環課」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

九 有害使用済機器（廃棄物処理法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管、処分及び再生の規制に関すること。

十 船舶の再資源化解体（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第一項に規定する再資源化解体をいう。）の適正な実施に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

第四十五条中第四号を第六号とし、第三号を削り、第二号の次に次の三号を加える。

三 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分 of 規制に関すること。

四 産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、資源循環課及び廃棄物適正処理推進課の所掌に属するものを除く。）。

五 廃棄物の処理に関する基準に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令の一部改正）

2 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第十条のうち環境省組織令第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

理由

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、環境再生・資源循環局廃棄物規制課を廃止し、同局に資源循環課を置く等の必要があるからである。